平成２５年（フ）第８４号
広島県三原市宗郷３丁目７番１号
債務者　堀井　香里
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
山口県下関市一の宮町３丁目２番24号　カーサブルータス１号
債務者　岩坪　吉二
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２５３号
愛媛県松山市安城寺町1283番地
債務者　川口やよい
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２８８号
愛媛県松山市越智２丁目５番29号
債務者　本藏　健造
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２５９号
宮崎市神宮２丁目２番85号　神宮シティハイツW201号
債務者　溝尾百合子（旧姓坂元）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２６２号
宮崎市清武町船引838番地１
債務者　長友　秀司
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２７２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江7653番地９、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1002番地アウトヴィレッジ201号室
債務者　永友　完喜
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８２号
鹿児島県薩摩川内市永利町4481番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市東大小路町41番７号
債務者　内田　良一
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
鹿児島県薩摩川内市永利町4481番地１、前住所鹿児島県薩摩川内市東大小路町41番７号
債務者　内田キミエ
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
長野市三輪７丁目９番１―308号
債務者　姉﨑　文子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５７号
長野県中野市大字江部809番地21
債務者　佐藤　良治
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５８号
長野県中野市大字江部809番地21
債務者　佐藤モトエ
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４０号
高知県高岡郡佐川町甲1771番地２　ラセスタハウス８号、前住所高知県高岡郡佐川町甲322番地５
債務者　鈴木　美歩
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前11時55分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２５年（フ）第８７号
福岡県田川郡福智町伊方4451番地３
債務者　鶴田　安男
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第８８号
福岡県田川郡福智町伊方4451番地３
債務者　鶴田　信子（旧姓小西）
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第８９号
福岡県田川郡糸田町381番地８
債務者　岩﨑トキ子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１１０号
宮城県遠田郡美里町中埣字町50番地
債務者　岡野　寛子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１１４号
宮城県大崎市岩出山字細峯１番地、従前の住所宮城県大崎市古川南町３丁目６番３号
債務者　鈴木　軍治
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係